

地域コミュニティ活性化に関する懇談会開催要綱

(開催)

第1条 少子高齢化や労働、生活環境の変化等様々な社会的要因の変化により、地域活動への参加者減少や担い手不足等の問題が深刻化している地域コミュニティについて、有識者、地域住民、関係団体などと幅広く意見交換し、地域コミュニティの活性化策等を検討するため、地域コミュニティ活性化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 地域コミュニティの現状・課題に関すること。
- (2) 地域コミュニティの活性化策に関すること。
- (3) その他地域コミュニティの活性化のために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が就任を依頼する。

- (1) 有識者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 関係団体及び関係機関に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 懇談会に、委員の互選により座長1名を置く。

- 2 座長は、懇談会を進行する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 懇談会において、市長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。